

都留文科大学電子紀要の著作権について

都留文科大学電子紀要のすべては著作権法及び国際条約によって保護されています。

著作権者

- 「都留文科大学研究紀要」は都留文科大学が発行した論文集です。
- 論文の著作権は各論文の著者が保有します。
- 紀要本文に関して附属図書館は何ら著作権をもっておりません。

論文の引用について

- 論文を引用するときは、著作権法に基づく引用の目的・形式で行ってください。

著作権、その他詳細のお問い合わせは

都留文科大学附属図書館
住所: 402山梨県都留市田原三丁目8番1号
電話: 0554-43-4341(代)
FAX: 0554-43-9844
E-Mail: library@tsuru.ac.jp

までお願いします。

[電子紀要トップへ](#)

大学研究紀要は大学の『しるし』

都留文科大学名誉教授 和田 明子

都留文科大学研究紀要第50集の刊行にさいし本学退職教員の一人として、まずは研究紀要第50集記念号の発刊を心よりお祝いする次第である。

大学研究紀要は、その大学の研究・教育内容を表す大学の「しるし」である。都留文科大学研究紀要は大学の学科構成や教員の専門領域の相違から、文学、芸術、社会科学、自然科学など多岐にわたる学問分野が含まれている。ところで、この多様な専門の研究論文集という編集スタイルに変更を試みるばあいは、各学科が主催する学会誌との調整などいくつかの条件を整備する必要がある。したがって、各専門分野ごとの都留文科大学研究紀要の作成は、今後の研究課題にしたい。

いずれにしろ、大学の歴史が浅い本学において都留文科大学研究紀要第50集刊行の快挙は、本学研究者および紀要編集事務担当者の紀要作成に尽くされた40年におよぶ努力の賜物であり、その継続の力によるものである。この事実こそが、都留文科大学発展の原動力である。

社会科学分野のうち地域の経済構造の分析に従事してきた筆者は、21年間の都留文科大学在職中に数編の論文を本学紀要に発表した。この研究紀要投稿の経験から、都留文科大学研究紀要の特色を2点あげてみたい。

その1) 本学の研究紀要の投稿は、専任教員と他大学の研究者との連名が許可されていることである。(多くの他大学において当該大学の専任教員と他大学の研究者との連名の投稿は認められていない)

今日、複雑な経済構造をもつ地域分析にあたり、単独の研究者のみでは研究対象地域を解明することが、きわめて困難である。このため地域研究のばあいは、同等の力量をもつ共同研究者の連携が要求される。本学研究紀要に掲載された拙稿は、その殆どがこのような他大学の共同研究者との共同研究による成果である。

その2) は、都留文科大学研究紀要と地域住民との結びつきの問題である。本学の研究紀要は山梨県内の大学・研究機関に加えて、都留市立図書館へ寄贈されている。これは本学の研究結果が、広く地域住民に公開されていることである。

山梨県東部地域の研究過程で筆者は、多数の地域の方々から研究関連資料の提供、さらにヒヤリング調査の便宜と協力をえている。この調査のなかで住民の方から寄せられた「市立図書館で論文を読ませていただきました」という言葉は、計らずも地方の大学の研究紀要の重要さとそのあり方を示唆された思いがした。

大学の研究成果が、それぞれの研究者所属学会や本学学生の研究・教育に貢献するものであることは論をまたない。なお付言が許されるならば、地方の大学である都留文科大学の研究紀要の多様な研究内容が、地域住民を媒介にして、地域文化の向上や発展、地域産業の振興の糧になるよう期待するものである。

(現中央大学経済研究所客員研究員)